



平成24年12月14日

各 位

会 社 名 株式会社ウイン・インターナショナル
代表者名 代表取締役社長 秋沢 英海
(JASDAQ・コード:2744)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 村田裕可
(TEL 03-5688-0878)

臨時株主総会の開催及び定款の一部変更に関するお知らせ

平成24年11月1日付「テスコ株式会社との共同持株会社設立（共同株式移転）に関する契約締結及び株式移転計画作成に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社及びテスコ株式会社（当社とテスコ株式会社を総称して、以下「両社」といいます。）は、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる「ウイン・パートナーズ株式会社」を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、同日開催の両社の取締役会において決議の上、同日付で本株式移転に係る「統合契約」を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、本株式移転計画及び当社定款の一部変更をご承認いただくための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の日時・場所及び付議する議案
 - (1) 臨時株主総会の日時・場所
日時：平成25年1月30日（水曜日）午前10時（予定）
場所：東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス「天空」
 - (2) 臨時株主総会に付議する議案
第1号議案 株式移転計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

2. 定款変更の理由、内容及び日程

(1) 定款変更の理由

当社は、現行定款第8条において、定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第1号議案が承認され、「ウイン・パートナーズ株式会社」が設立されますと、当社の株主は、「ウイン・パートナーズ株式会社」1名となりますので、当社の定款における上記の定時株主総会にかかる基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。従いまして、現行定款第8条（基準日）を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第9条以下を1条ずつ繰り上げるものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が承認されること、平成25年3月31日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成25年3月31日にその効力を生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（基準日）</u></p> <p><u>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>第9条 ～ (略) 第49条</p>	<p>(削 除)</p> <p>第8条 ～ (現行どおり) 第48条</p>

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 (予定)	平成25年1月30日 (水曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成25年3月31日 (日曜日)

(ご参考)

平成25年3月期の期末配当につきましては、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対して、当社からお支払いする予定です。

以 上